平成２２年（フ）第３６７９号
愛知県知多郡武豊町字多賀７丁目71番地３
破産者　有限会社英建設
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０号
三重県尾鷲市須賀利町132番地
破産者　川端　　操
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第４１７号
大阪府和泉市平井町164番地
破産者　有限会社寺田造園土木
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１３号
神戸市兵庫区築地町52番地
破産者　株式会社ボールド
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７６号
神戸市灘区岩屋北町５丁目２番32―801号
破産者　ＢＥＡＮＳこと　小川　秀雄
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７１号
神戸市北区筑紫が丘２丁目６番地の18
破産者　有限会社カーショップ・グランデージ
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８９号
兵庫県姫路市御国野町西御着570番地
破産者　株式会社水瀬製革所
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０号
最後の住所鳥取県八頭郡八頭町横田148番地
破産者　亡下田勇相続財産
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９号
島根県雲南市加茂町猪尾373番地20、前住所松江市堂形町827番地２
破産者　白川　晴義
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５号
松江市堂形町827番地２
破産者　有限会社アステールおかむら松江
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４０号
島根県松江市中原町55番地１
破産者　有限会社そのや本舗
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７号
島根県松江市法吉町238番地　県営住宅第二淞北台団地６号棟613号室、前住所島根県松江市中原町55番地
破産者　園山　喜久
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８号
島根県松江市八雲台１丁目15番27号
破産者　有限会社テンポイント
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
島根県仁多郡奥出雲町小馬木750番地
破産者　種村　正人
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８号
島根県雲南市加茂町猪尾373番地66
破産者　森加　順三
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１７６号
広島市安佐南区川内４丁目２番21号
破産者　株式会社きゃぱ
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１号
大分県竹田市大字竹田318番地１
破産者　有限会社深田衣料
1　決定年月日　平成23年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第１３７２号
千葉県浦安市猫実１丁目20番57号　グリーンコーポＡ棟205、開始決定時の住所千葉県浦安市美浜５丁目４番205号
破産者　山本　和也
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５２号
東京都西東京市ひばりが丘北２丁目２番28号
破産者　海老原孝太郎
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６９６号
東京都八王子市犬目町104番地の14
破産者　有限会社舩三興業
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６９７号
東京都八王子市犬目町106番地35
破産者　三舩　隆治
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７４８号
東京都武蔵村山市大南２丁目132番地の５
破産者　有限会社ティー・ケー
1　決定年月日　平成23年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部